

「江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」 の規約改正について

平成30年1月26日

江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会（第4回）

三次市・安芸高田市・広島県・広島地方气象台・国土交通省中国地方整備局

「江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」設立趣旨

近年、激甚化する豪雨により河川の計画流量や計画高水位を超過する洪水が多発しており、今後も地球温暖化等の影響を受け更に増える傾向にある。そこで、国は平成 27 年 5 月に水防法を改正し、想定し得る最大規模の降雨で浸水想定区域図を公表することとした。また、「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」では、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、多数の孤立者が発生する事態となり、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が答申された。

一方、江の川水系は中国地方で最も大きな流域を持つ河川であり、山地部に降った雨は、河川の沿川に形成された市街地に集中することから、大きな洪水リスクを抱えており、昭和 47 年 7 月豪雨では、堤防決壊による家屋浸水や倒壊など、甚大な被害を経験した。

さらに、江の川で想定し得る最大規模の降雨が発生した場合、計画された治水施設が整備されても、堤防の決壊や越水による浸水や家屋倒壊等の甚大な被害が発生するとともに逃げ遅れによる人命の危険性が高い。

こうした背景を踏まえ、河川・ダム管理者と広島地方气象台、広島県、三次市、安芸高田市からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立する。

江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

第 1 条 名 称

本会議は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づき組織することとし、「江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。
対象範囲：洪水予報区間（三次河川国道事務所・広島地方気象台）

第 2 条 目 的

協議会は、江の川上流域で大規模な氾濫が発生することを想定して、関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

第 3 条 協議会の構成

1. 協議会は別表 1 の職にある者をもって構成する。
2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

第 4 条 幹事会の構成

1. 協議会に幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 事務局は第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

第 5 条 協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第 6 条 会議の公開

1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2. 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

第 7 条 協議会資料等の公表

1. 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

第 8 条 事務局

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、中国地方整備局三次河川国道事務所河川管理課で行う。
3. 事務局は必要に応じて、各構成員の担当者を参集し、担当者会議を開催できる。

第 9 条 雑 則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

第 10 条 附 則

本規約は、平成 28 年 7 月 19 日から施行する。

平成 30 年 1 月 〇〇日一部改正

別表 1

江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会 委員

(委員)

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所長

国土交通省中国地方整備局 土師ダム管理所長

気象庁 広島地方气象台長

広島県土木建築局長

三次市長

安芸高田市長

(事務局)

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所

表 2

江の川上流大規模氾濫時の減災対策幹事会 委員

(委員)

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所 副所長

国土交通省中国地方整備局 土師ダム管理所 専門官

気象庁 広島地方气象台 防災管理官

広島県土木建築局道路河川管理課長

三次市 総務部長

安芸高田市 総務部長

(事務局)

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所

水防法 (抜粋)

第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、
沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。